

お知らせ

平成27年4月17日

資料提供先：広島市政記者クラブ
広島県政記者クラブ
合同庁舎記者クラブ
中国地方建設記者クラブ
岩国市政記者クラブ
岩国日刊記者クラブ

「災害発生時に支援していただける企業を募集します」の一部修正します。

平成27年4月10日に記者発表いたしました「災害発生時に支援していただける企業を募集します」について、一部を修正しましたので、お知らせいたします。

修正内容

「河川災害及び土砂災害応急対策活動等に関する基本協定募集要項」の基本協定締結説明書の「2. 応募資格」を次のとおり修正いたします。

2. 応募資格

- (2) 中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成27・28年度「一般土木工事」、「維持修繕工事」、「機械設備工事」、「電気設備工事」、「通信設備工事」に係わる一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

※赤字の箇所を追記しました。

詳細については、別紙添付資料または、ホームページをご覧ください。

中国地方整備局

<http://www.cgr.mlit.go.jp/>

太田川河川事務所

<http://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/>

問 い 合 わ せ 先

国土交通省 中国地方整備局 太田川河川事務所
広島県広島市中区八丁堀3-20

TEL (082) 221-2436 (代表)

FAX (082) 223-1885

担当者

副所長(管理)

えすみ
江角

のぶよし
信良

(内線205)

建設専門官

にしむら
西村

まさみ
昌己

(内線404)

河川災害及び土砂災害応急対策活動等に関する基本協定 募集要領

「河川災害及び土砂災害応急対策活動等に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

基本協定締結説明書

1. 協定概要

- (1) 協定名 河川災害及び土砂災害応急対策活動等に関する基本協定
- (2) 活動場所 太田川河川事務所において管理する一級河川 太田川及び小瀬川の各大臣管理区間（別図－１）並びに広島西部山系砂防区域（別図－２）における災害応急対策活動等への協力を原則とするが、大規模災害発生時においては、この限りではない。
- (3) 活動内容 太田川河川事務所所管施設において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、貴社で保有される建設機械、資材及び労力等により応急対策活動を実施するもの。
- (4) 協定期間 平成27年6月1日 ～ 平成29年5月31日【2ヶ年】

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成27・28年度「一般土木工事」、「維持修繕工事」、「機械設備工事」、「電気設備工事」、「通信設備工事」に係わる一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続

「以下のページは4月10日記者発表から修正ありませんので省略します」